

有料老人ホーム情報等報告要領

1 報告及び提出書類

(1) 重要事項説明書（エクセルファイル内の別添シート1、2を含む）（記入日現在で提出）

- ・ 今回メールに添付している別添様式に入力のうえ、提出してください。
※鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針に定める重要事項説明書の様式とは異なりま
すのでご注意ください。
- ※提出前に全ページ右側に赤文字の“未記入”の表示がないことを確認してから提出をお願い
します。
- ※提出いただいた重要事項説明書は、介護サービス情報公表システムの「生活関連情報」に
て、公表されます。

※なお、施設にて入居希望者等へ交付する重要事項説明書は、これまでどおり、
鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針に定める重要事項説明書の様式を
使用してください。（様式は、市のホームページからダウンロードできます。）

(2) 重要事項説明書と提供サービス内容等の確認

- ・ 重要事項説明書の内容と、実際の職員体制や提供サービス内容等について、齟齬が生
じていないか自己点検を行い、結果を鹿児島県電子申請システムで回答してください。

(3) 直近の事業年度の法人の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し

- ・ 同一法人が鹿児島市内で有料老人ホーム(有料老人ホームに該当するサービス付き高
齢者向け住宅の登録を受けているものを含む)を複数運営している場合、1部で結構です。

(4) 災害情報共有システムで使用する緊急連絡先の登録

- ・ 緊急連絡先（担当者名・電話番号・メールアドレス）（※）について、鹿児島県電子申
請システムに回答欄を設けておりますので、必ず回答してください。
※ 連絡先等は、停電発生時においても対応できるスマートフォン等の登録をお願いします。
（施設とは別の連絡先がない場合は、その旨、備考欄に記載してください。）

2 報告・提出方法

以下のURL又はQRコードから「鹿児島県電子申請システム」にアクセスの上、回答及
び上記1の(1)・(3)のデータを添付することにより提出してください。

※ 1の(3)財務諸表のページ数が多い場合、郵送による提出でも構いません。

【URL】

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=TQDMzIRE>

【QRコード】

右図参照（QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です）



3 報告・提出期限

令和5年12月15日（金）